

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第3回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	平成30年11月6日（火）13:00～15:00
開催場所	寒川町民センター1階 展示室兼学習室1
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	・ 委員：大西委員、長谷川委員、山根委員、長田委員 池田委員、小川原委員、牧野（賢）委員、内山委員 稲葉委員、金子委員、中野委員、高橋委員 ・ オブザーバー： 【湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター】田中氏 【生活相談室すまいる】安田氏 【寒川町障がい者相談支援事業所ゆいっと】佐藤氏 ・ 事務局： 【町】亀山福祉部長、内田福祉課長、千野主査 竹内主任主事、天野主任主事、塩原精神保健福祉士 【生活相談室すまいる】内藤氏 【寒川町障がい者相談支援事業所ゆいっと】齋藤氏、中田氏 ・ 欠席：石川委員 牧野（祐）委員（代理にて田代氏出席） 井上委員（代理にて坂木氏出席） ・ 傍聴者：有 1名 ・ 議事録承認委員：池田委員、小川原委員
議 題	1. 開会 2. 議題 （1）議事録承認委員について （2）平成30年度第3回相談支援体制に係るワーキンググループ活動報告について【資料1】 （3）障害者差別解消法啓発活動について【資料2】 （4）地域生活支援拠点等について【資料3】 （5）その他 3. 閉会
決定事項	・ 障害者差別解消啓発活動について承認された。
議 事	1. 開会

事務局：皆様こんにちは、本日はお忙しい中お集まりいただき有難うございます。議題の方もいくつかある中で、この間ワーキンググループメンバーには様々な活動を行っていただきました。今日ご報告があると思いますので共有できればと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

会長：皆様こんにちは、お忙しい中お集まりいただき有難うございます。第3回寒川町地域自立支援協議会を始めさせていただきます。議事を始める前に本日の出欠の確認を事務局よりお願いします。

事務局：石川委員1名の欠席となっております。

会長：欠席者1名の為、寒川町地域自立支援協議会設置要領第6条のとおり議員の過半数を超える出席者のため本協議会は成立。よって、これより議事を開き、協議会を進めてまいります。

本協議会の傍聴希望者の報告をお願い致します。

事務局：傍聴希望者1名ございます。傍聴者の入室許可を委員に確認いただきたい。

会長：傍聴者1名いらっしゃるという事ですが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(委員一同異議なし)

会長：それでは議題2(1)議事録承認委員について事務局よりお願いします。

事務局：出席者名簿順の通り今回は池田委員と小川原委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(両委員、異議なし)

よろしくお願いいたします。

会長：(2)平成30年度第3回相談支援体制に係るワーキンググループ活動報告について委員よりお願い致します。

委員：アンケート調査に基づき、昨年度は自治会、民生委員、教育関係者と話し合いの場をもつ事になり、今年度は自治会皆様と一度懇談会の場を持たせていただきました。その報告は第2回の協議会にて行っております。今回は11月9日に教育・幼保との懇談会、12月12日に民生委員との懇談会の日程が決まりその内容について検討を行いました。

(【資料1】口頭説明)

今後予定している2回の懇談会報告は次回の協議会にて報告をします。報告後その先の相談体制については協議会の中で協議いた

	きたいと考えております。 会長：補足、ご質問等ありますでしょうか。 （意見なし） なければ次の議題にうつります。 （３） 障害者差別解消啓発活動について 事務局：【資料２】をご覧ください。（資料口頭説明） 寒川町障害者差別解消支援地域協議会とは、第１回資料にもありましたが、寒川町地域自立支援協議会の設置要領第２条（４）にある通り、差別解消啓発活動を協議会の中で行うとなっています。③自治会回覧板にて啓発活動について別紙配布資料 A3 サイズ【障害者週間 回覧】を自治会長連絡協議会に依頼予定。 １１月９日までに担当課へ正式な回覧資料の提出となっている為、回覧資料について内容のご確認、ご意見をいただきたい。 また、地域での回覧時期は各地区の自治会によって異なりがあることをご了承いただきたい。 会長：図書館の企画展示、啓発活動における自治会回覧版についてご意見ありますでしょうか。 委員：自治会の立場として、回覧は枚数が多い。回覧板にファイルする順番を意識するようお伝えしている。自分の自治会に特に関係する内容は優先的に１ページに、その他についてはお任せしている。この資料を見たときに内容は見やすいが、上をファイルで閉じる回覧板に見開きの A3 資料はわざわざ取り出して読まれる方がどの位いるのか。せめて A4 にしてめくれるようにできるとよいのではないか。 事務局：回覧板のクリップはすべて上止めで統一されているということでしょうか。 委員：そうです。A4 見開きの片側上にクリップ止めです。 事務局：委員のご意見の通り、用紙については変更いたします。 委員：すでに完成しているのであれば、この形でもかまいません。 事務局：印刷前なので調整できるかと思います。 会長：他にありますでしょうか。 委員：各障がいの説明については各団体に締め切りを設けて訂正箇所をやりとりできる時間をいただきたい。メール等の連絡でも可能でしょうか。 事務局：自治会の１２月の回覧に合わせて１１月９日の時点で完成版を主管課へ提出しなければならず、各団体に確認をいただいてか
--	---

らということが難しい。前回、回覧を事務局でたたき台を作成したところですが、確認の時間を取ることができない中で、今回の協議会で皆様に配布することになっております。できれば、本協議会の委員の皆様の意見をもって決定したいと考えております。

委員：委員会終了後に個別でお伝えしたいと思います。

委員：この中の記載内容だけでなく、他にも内部障がい等、の一文が追加されるといいのではないかと思います。

事務局：編集で可能かと思いますので考えます。

委員：いくつか訂正をこの場で言うと混乱させてしまうと思いますがどういたしましょうか。

事務局：他の委員の方の感じ方等もあると思いますので、可能であれば詳細は後程であっても考え方の共有としてはお話いただいた方がよいのではないかと思います。

委員：【聴覚障がい】「手話はわからないので」の一文が必要かどうか。「空書や口を大きくゆっくり話す」は「口を大きく動かしゆっくり話す」方がわかりやすい。【知的障がい】「意思交換などが困難であるため」を「困難であることが多いため」という言葉に変えていただけたらと思います。決めつけている様で気になりました。【発達障がい】「一度にたくさんの指示や」、「一度にいくつもの作業をさせない」とありますが、他は生活上の面のことを書いてあるが、作業に対する注意に関して、ここだけに記載されるのはどうなのかと思いました。他の障がいもいっしょではないか。【寒川町の障がい者施設の一覧】については名簿の順番の意味はありますでしょうか。

事務局：【聴覚障がい】「手話はわからないので」は削除します。

「空書や口を大きく動かしゆっくり話す」に訂正します。

【知的障がい】「意思交換などが困難であることが多いため」に訂正します。【発達障がい】の部分について、ご指摘の通り他の障がいと表現していることが異なる為、内容を検討し修正します。その際にはご相談させて下さい。【寒川町の障がい者施設の一覧】町の福祉ガイドブックの内容と同様にしており、ガイドブックも特段順番を意識されていないようです。例えば、五十音順等がよろしいようであればご意見をいただきたい。

委員：創設順にしていいただきたいという思いがあり、創設順だと見た方も一番上が一番古い（長い）と個人的には思うので、それを目に

していただけたらと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。見た方が順列を意識されるのもあまりよろしくないのではないかと思います。歴史のあるものないものの順位付けをするよりも、事業所としてもそれぞれの役割を行われているので、できれば住所や五十音順での表記をさせていただきたい。

会長：何かご意見ありますでしょうか。

委員：創設時期はとても大切ですが、同じ年度ですと月単位まで追求していくことにもなり大変になるため、個人的には五十音順がよいと思います。

委員：知っている方にとっては大事なことからと思いますが、第三者的には全然関係ないと思います。

委員：【高次脳機能障害】について、「一度にいくつもの作業をさせない」を「一度にいくつもお願いしない」はどうでしょうか。

事務局：その言葉の表記に変更させていただきます。

委員：福祉団体の名簿順については特にありませんでしょうか。

【聴覚障がい】の方の中には年齢が上がってから聴覚障がいとなった人は手話がわからない、覚えることが大変になるので筆談の人もいるとなると、「手話が分からない」という人は存在するのではないかと気になりました。当事者団体のパネル展示を毎年12月のにっこりマーケット（町民センター）で行っているが、今年は展示企画を図書館で行うということでしょうか。

事務局：にっこりマーケットはこれまでどおり町民センターで12月11日から14日で行い、それとは別に図書館で企画展示を行います。相互の場所にそれぞれのPRチラシは置く予定です。また、にっこりマーケットについては事業所連絡会が主催となっています。

事務局：【聴覚障がい】「手話はわからないので」という一文は委員のご意見のとおりかと思います。ただ、一連の文書の中に入れる必要性で考えると、無くてもよいと考えます。また捉え方でこの一文を不快と感じさせてしまう可能性があるのであれば、削除することにします。

委員：友人の聴覚障がい当事者からは、以前の聾学校の教育は口話で手話を教えていなかった。国の教育の中で手話を学ばないという社会的背景もあり、わからないという表現が適当ではないかもしれないが、手話を学べる機会がなく学べなかった人もいるというこ

とがある。これも社会の差別要素の一つではないかと思う。

会長：だいたい何歳位の方が対象なのでしょうか。

委員：詳しくはわかりません。

会長：自治会の回覧については、最終確認となるため誤字脱字だけでなくご意見があればお願いします。

ワグザバー：どのような接し方についても具体的な内容があり、良いと思いましたが、どのような状況、どのような接し方、をマーク等で分けるとよりわかりやすいと思います。

見開き左上（注意）の所で、人によって支援が異なると書かれると急にハードルが上がってしまう感じがする為、欄外に小さく記載されていた方が読む気持ちになると感じました。

通常使用しない漢字の熟語は使用しない方がよいと思います。具体的には【聴覚障がい】二重否定、空書、【知的障がい】意思交換は言葉を置き換えていただいた方が良いのではないかと。

あと【高次脳機能障害】だけ太字になっていない。

同じく【高次脳機能障害】「昔のことが思い出せない」と書かれていますが、私も専門的にはわからないのですが、どちらかというと、新しいこと（受傷後の事）が記憶されづらく、古い事（受傷前の事）は記憶されている方がお会いした方の中には多かった印象があったかと思いますので、間違えのないようご確認していただきたい。【障害者差別解消法について】「不当な差別的取扱いの禁止とは」について、「正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止」となってくると、正当な理由があればいいのですか、という話になりやすいので法律用語そのままだと伝え方が難しいと思いますので言葉を変える等した方がよいと思います。「合理的配慮」についても同様で、「負担が重すぎない範囲で対応すること」となっており法律ではその通りだと思いますが、初めて見る方には誤解をまねきやすいと思いますので、表現を変えた方がご理解いただきやすいかと思いましたのでご検討下さい。

事務局：順番にお答えしたいと思います。

見開き上段（注意）の言葉については、あまり対応したことが無い方にとってこの文章をどのように捉えるかと考えると後段の方へ持っていくことができればいいのですが、スペースが無く編集に苦慮しています。ですが、可能な限りで調整します。文中での普段聞き慣れない、使わない単語のご指摘については

文字数等検討し変更していきます。意思交換の表現をコミュニケーションに変更することは可能です。障害者差別解消法については噛み砕いた言葉の表現にすることはかなり難しいこと、「正当な理由なく」という言葉は意図的に載せている言葉でもあります。逆の捉え方をされてしまうこともあるかもしれませんが、反対の意味合いもあり、この部分はこのままにしたいと思っています。「合理的配慮の提供」のところの「負担が重すぎない範囲で対応する」についても義務化がされていないだけに民間企業等にとってこの言葉がないと困ってしまうこともあります。町民全員へみてもらふ事を目的としており、そうした事も考えて載せていかなければならないのでこのままの表現にさせていただきます。

会長：他、ご意見ありますでしょうか。

委員：これはカラー印刷でしょうか。

事務局：予算の関係上、色紙を考えています。

委員：予算の関係もあり次年度以降の要望としてですが、各家庭一部ずつ残しゆっくり目を通してもらえる様にしてください。

事務局：図書館等でも見てもらえるようなことや、皆さんが自由に取ってもらふ形、全戸配布どちらでしょうか。

委員：大人だけでなく子どもも見られるようにしたい。また、興味のない方にも目にしてもらえ、手元に届くようにできたらと思っています。

事務局：現在町の全戸配布は広報誌やごみの分別等町民全員に関係ある物となっている。その中に折り込んでいくようにする為には、協議会での意見をあげた後、全戸配布する意味がどこまであるのかという最終的な判断を町が十分検討していく事になると思います。差別解消法について今年度は協議会からの意見書をあげていく話がある中に、こうした働きかけ、町としての取り組みを積極的に行っていく必要があるのではないかという内容を盛り込んでいく方法もあると思います。

会長：その他ありますでしょうか。

委員：啓発活動②総合図書館について、時間を決めるなどの工夫をして団体の啓発DVD上映はどうでしょうか。

事務局：他の特別展の際に一部映像の上映展示もあるので、図書館との調整になると思います。ただ、音量を出せない為、アナウンスがなくても映像を見てわかる内容であることが必要ですが、素

材としてご提案いただければ調整いたします。

もう一点、先ほどの質問の返答について、自治会の回覧資料の高次脳機能障がいについてのところで、「新しい事が覚えられない」、「昔の事が思い出せないなどの症状」が実際どうなのかという質問でしたが、高次脳機能障がいのガイドブックの中の記憶障害について記載されていた内容を使用いたしました。

会長：自治会回覧資料については皆様からの意見からより改善されたかと思えます。ありがとうございました。

続いて、（４）地域生活支援拠点等について説明をお願いいたします。

事務局：【資料３】【地域生活支援拠点等に対する意見等】の資料を参照下さい。前回の協議会の後に地域生活支援拠点に関する意見を各団体よりいただき、ご協力ありがとうございました。主な意見を紹介したいと思います。【地域生活支援拠点等に対する意見等】（資料読み上げ）

① 相談体制について、寒川町として基幹相談支援センターのイメージ図として【資料３】をご覧いただきたい。

相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場すべてについて緊急の定義の整理をしていく必要があるのではないかと考えており、人によっても緊急の意味合いは異なると思います。町外の自治体でも先進的に取り入れている状況もあり、そうした所での取り組みを参考にしていきながら、次回以降の協議会で寒川町としての進め方の考えを示していきながら皆様からのご意見をいただきたいと思いますと考えております。

④専門的な人材の確保・養成について、町で出来る人材育成と県でなければできない人材育成があります。町で出来る事として、スキルアップに力を入れていくべきと考えております。今回、基幹相談支援センターの役割に、人材育成機能を記載してあります。相談支援員含め、地域の障がい福祉全般についてもスキルアップ、情報共有を増やしていくことにも基幹相談支援センターに担っていただきたいと思いますと考えております。ヘルパーの人材確保については、資格の取得が自治体で可能かと言われると難しいです。基本的に県が担っている状況からも、各事業所に養成講座の周知徹底を町から発信していくかたちです。医療ケアも基本的には医療従事者でないと行えない制限もあり、町だけ特例にすることは難しいです。⑤地域の体制づくりについて、この協議

会の中で行っている相談支援に係るワーキンググループ活動は地域の連携づくりを担い始めていると考えています。現状は相談支援に特化したワーキングになっている為、その他についても行っていかなければならないです。このワーキングをきっかけに連携作りの強化を行っていきたいと考えています。

地域生活支援拠点を行うにあたっては、既存のサービスを活用していくイメージで進めていこうと思っています。皆様の意見から平成32年度の実現に向け、行えるもののイメージ図を今回提示させていただきました。

会長：今の説明に対してご質問ありますでしょうか。

委員：この中から一つ選択し行っていくのか等、どのように地域生活支援拠点が作られていくのかイメージがつかないので、具体的に説明をいただきたい。

事務局：基本的には同時進行になっていくものではないかと思っています。まずは、核となるのは基幹相談支援センターの設置に向けての準備をしていかなければならないと考えています。期日の詳細についてはまだお示しできる状態ではないです。体験の場、緊急の受け入れ等については、どのような施設がよいのか、募集をいつからかけるのかを検討し設定していくのではないかと思います。平成32年度までにどれか一つ設置していくということですが、おそらくどれか一つという訳にはいかない事もあり、どのようにした緊急対応ができるのか等の準備が地域生活支援拠点ですので、できるだけ早く取りかかるところは進めていきたいと考えています。

委員：全部は難しいと思っておりますが、協議会とこの中からピックアップしていくということでしょうか。

事務局：この方向で進めてよいかということです。体験や緊急時の受け入れについても募集先をどういった所が良いのか、声掛けできる所が実際あるのか無いのか、どのような所から受け入れ可能の返答がやってくるのかも、やっていく中でわかってくる形になってしまうのではないのでしょうか。そのためにも、基幹相談センターの設置を行い、こういった事の課題も一緒に解決できればと考えております。地域生活拠点があるというハード面ではなく、ソフトに繋がっていかれる方向性で進められることを協議会で了解いただきたい。そのため、いつにまでに何をというのは答えづらい状況であることをご了解いただきたい。

委員：はい、ありがとうございました。

会長：その他何かありますでしょうか。

委員：緊急時の受け入れ等については障がいや個々の事情、状況、内容により様々である為、議論していくことも必要と考えております。

事務局：相談のイメージ図で説明不足でした。委員の話にあったことは【資料3】相談の枠内（二つ目の●）の事だと考えており、そういった方々と事前に繋がれていける状況を作っていく等の対応も含めて相談の充実として、やっていくべきことと思っております。

会長：その他何かありますでしょうか。

オブザーバー：年度ごとに取り組み内容を決めてやってみたらどうかと思います。

事務局：これからどのように進めていくのかをスケジュール化していくのもこれからだと思っております。次回の時にはもう少し詳細のスケジュールや整理すべき事項についてお示しさせていただきたいと思います。

会長：これは平成32年度までなのか、32年度末までなのか、どちらでしょうか。

事務局：平成32年度末までです。

会長：ありがとうございました。それでは、次の議題、（5）その他についてお願いいたします。

オブザーバー：湘南東部圏域ナビゲーションという立場でしたので一つ前の議題では意見を控えさせていただいておりました。湘南東部圏域として、寒川町が積極的に今後取り組んでいくであろうという所で協力体制が取れるとしたら、人材育成の部分で研修という形で協力できるかと思います。神奈川県が去年より基幹相談支援センターの連絡会が発足されており、47都道府県でも唯一の1か所です。今年度も県は明確に基幹相談センター設置をしていくことをしめています。設置されていない地域についてはナビゲーションの方で働きかけを行っていくという事も言われておりますが、そればかりではなく他にもできる事を考えた時に研修企画や設置に向けたイメージの情報提供はできるかと思います。協議会の中で必要な研修の意向があれば協力していこうと思っております。

事務局：次回の協議会の日程についてです。2019年1月24日（木）町民センターのこの会場で13：00～を予定しております

	。日にちが近くなりましたら資料等の送付をいたしますので、事前に目を通していただきますようお願いいたします。 会長：では、以上をもちまして議題が終了となります。閉会の挨拶を副会長よりお願い致します。 副会長：あと2か月で今年も終了となります。議題2・3においてご報告いただきました、今年度の活動が目に見える形で進んでいることをよく理解できました。社会福祉協議会でも障がい当事者の方々の協力をいただき町内各小学校へ福祉教育を行っておりますが、住民の方や関係の相互理解はなかなか一長一短にはいかなない部分でもある為、今日報告いただいた取り組みをひとつずつ進めていくことで、ひとつでも理解がすすめられることや委員の方々のお知恵をお借りして、少しでも良い町づくりができますよう今後共ご協力をお願いいたします。それでは第3回寒川町地域自立支援協議会の閉会をいたします。皆様有難うございました。
公開又は 非公開の別	公 開
議事の経過	・平成30年度第3回相談支援体制に係るワーキンググループ活動報告について確認した ・地域生活支援拠点等について、継続協議とした。
会議資料	・平成30年度第3回寒川町地域自立支援協議会次第 ・平成30年度第3回寒川町地域自立支援協議会出席者名簿 ・資料1 相談体制に係るワーキンググループ活動報告 ・資料2 差別解消啓発活動の整理 ・障害者週間 自治会回覧板チラシ ・地域生活支援拠点に対する意見等 ・資料3 寒川町における地域生活支援拠点等のイメージ
非公開の場合 その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事録承認委員及び議事録 確定年月日	池田征夫委員 小川原寿恵委員 （平成31年3月26日確定）